

嶺南広域行政組合特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日
条例 第 1 4 号

改正 平成 11 年 4 月 1 日条例第 2 号
平成 18 年 3 月 31 日条例第 1 号
平成 20 年 12 月 24 日条例第 1 号
平成 27 年 7 月 30 日条例第 4 号
平成 28 年 3 月 29 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、嶺南広域行政組合の特別職の報酬及び費用弁償等に関する事項を定めるものとする。

(議会議員の議員報酬及び費用弁償)

第 2 条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議員等」という。）の議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	年 額	34,000 円
副 議 長	”	29,000 円
議 員	”	27,000 円

2 前項の規定による議員報酬は、年度末に支給する。ただし、年度途中において当該議員等となり又は当該議員等でなくなった場合の議員報酬の額は、月割によって計算する。

3 議員等が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 1 のとおりとする。

(管理者等の旅費)

第 3 条 管理者及び副管理者に支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(監査委員の報酬及び費用弁償)

第 4 条 監査委員の報酬の額は、次のとおりとする。

年額 20,000 円

2 前項の規定による報酬は、年度末に支給する。ただし、年度途中において当該監査委員となり又は当該監査委員でなくなった場合の報酬の額は、月割によって計算する。

3 監査委員が公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 3 のとおりとする。

(報酬等の支給条件及び支給方法)

第5条 この条例に定めるもののほか、特別職の報酬及び費用弁償の支給条件及び支給方法については、管理者の属する市町の例による。

(その他)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日条例第2号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の嶺南広域行政組合特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 1 第5条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、敦賀市の例によるものとする。

附 則 (平成27年7月30日条例第4号)

この条例は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の附則第1項の規定は、平成27年4月30日から適用する。

附 則 (平成28年3月29日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

議会の議員の旅費

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1日につき)
議長	次に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）及び次の料金とする。	次に規定する旅客運賃（はしけ賃およびさん橋賃を含む。以下「運賃」という。）及び寝台料金とする。	37円	3,000円	13,300円
副議長 議員	<p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合にはその運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</p> <p>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金。ただし、旅行の片道の路程が普通急行列車で50キロメートル以上、特別急行列車で100キロメートル以上の場合に限る。</p> <p>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その急行料金。ただし、旅行の片道の路程が普通急行列車で50キロメートル以上、特別急行列車で100キロメートル以上の場合に限る。</p> <p>(4) 特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、その特別車両料金。ただし、県外旅行の場合に限る。</p>	<p>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、2等の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその運賃</p>	37円	2,600円	11,800円

	<p>(5) 座席指定料金を徴する客車を運行させる線路による旅行の場合には、第1号または第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金。ただし、旅行の片道の路程が普通急行列車で100キロメートル以上かつ県外旅行の場合に限る。</p>				
--	--	--	--	--	--

別表第2（第3条関係）

管 理 者 等 の 旅 費

区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1和メトル につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1日につき)
管 理 者	議会議員の例による		37円	3,000円	13,300円
副 管 理 者			37円	2,600円	11,800円

別表第3（第4条関係）

監 査 委 員 の 旅 費

区 分	鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1和メトル につき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1日につき)
監 査 委 員	議会議員の例による		37円	2,600円	11,800円